

【個人防護具の不足にあたっての対応】

石巻赤十字病院 ICT 感染管理認定看護師 松本 亜紀

2020年4月現在、全国的に手指消毒薬や個人防護具などの感染対策に必要な物品が不足している状況が続いています。当院でもこれまで「出荷調整」だった採用品が順次「欠品」となり、物品調達部門が連日代替品の調整・確保に走り回っています。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の疑似症・確定例の受入れに加えて、結核疑いなど特定の個人防護具が必須な感染症患者への対応も並行して続けており、今後の医療体制の維持のために「武器」を確保し続けられるか全く見通しがつかない状況となっております。これは近隣のご施設でも同様と伺っております。

今まで感染対策実施の観点より個人防護具の積極的な使用を推奨してきた立場から一転、先行き不透明な状況下、在庫量でいつまで持ち堪えられるかを日々心配する立場になりました。今回は、平時の診療体制を可能な限り維持しながら、COVID-19 疑似症・確定患者の受入れも想定しなければならない施設の取り組みをご紹介します。なお、ご紹介する内容は今後の COVID-19 の発生状況と院内協議により柔軟に変更していくものであることをご承知おきください。

<診療材料管理部門との情報共有と対応方針の決定、再配分>

感染対策に関連する物品について、毎週診療材料管理部門の担当者、物流担当者（外部委託）と情報共有を行い、入荷の目処や将来的に不足が予測されるなど、今後の診療体制に影響がでそうな物品はないかを確認しています。払い出し部署の決定、現場の在庫品回収や使用の中止などリスクベースで考え、優先し使用すべき部署またはエリアへの再配分を行っています。

<各種個人防護具の使用基準：2020年4月現在>

- サージカルマスク：全ての入館者に対し、館内常時着用する普遍的予防策を適用、医療行為を行う者は1枚/日、行わない者は2枚/週、見た目に血液、体液汚染があれば交換可。
- N95マスク：機能を果たさなくなるまで（見た目に血液・体液汚染がある、破損やゴム紐の伸び、ユーザーシールチェックをクリアしない）、紙袋に保管し再使用。その際の手指衛生実施を厳守すること。今後、1人あたりの使用回数が増える場合には、数個準備しローテーションを組んで使用することも検討中（資料参照）。
- 手袋：2品目を採用しており、確保状況からプラスチック手袋を優先し適正使用するよう周知。
- 眼周囲防護具：清拭し破損するまで再使用。2m以内で接触する相手（職員を含む）がマスクを着用していない場合、標準予防策における使用（眼周囲への血液、体液の飛散が予測される場合）、COVID-19 疑似症、確定患者の対応に用いる。
- 体幹防護具（ビニールエプロン・ガウン、不織布ガウン）：各種ガウンの欠品に対応すべく、清潔行為での着用の中止や耐性菌検出患者の一部（MRSA・ESBL）のケアをエプロンの使用に変更。今後はレインコートの使用も想定。

※なお、COVID-19 疑似症・確定患者の対応では、前室を共有し、複数の診察室や病室へ入り診療を行う場合には、患者との直接の接触が無い部位と想定されるため、そのエリア内での首から上の個人防護具はその都度の交換を不要としています。

以上、特別な工夫は行っておりませんが、特に脱着（脱ぐ）のプロセスの実施には細心の注意を払い、必要時他者が見守るなどの対応を行っています。「武器」が複数かつ普段用いていない物ほど、脱着時の感染リスクは増します。タイベックスーツ（全身を覆う防護具）の適用は想定していません。これまでに「何となく不安」という声は内外でよく耳にしております。潤沢に個人防護具があるならばそれも許容されることかもしれませんが、現状では不可能です。また、一度着用を「癖」にした者は「恐怖」や「不安」を憶え、その後の行動変容が困難になることが予測されます。科学的根拠に基づかぬ思考は、科学的で冷静な判断を鈍らせてしまいます。感染経路（COVID-19の感染経路は飛沫・接触です）に対し、それを遮断する方法を基礎に考える感染対策の基本を見失わず、職員の「何となく不安」という意見にも耳を傾けながら、感染対策の原則を伝え続けていきたいと考えています。

資料

- ・日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=343

<http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=343>

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

令和2年4月10日付事務連絡「N95マスクの例外的取り扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621007.pdf>

<<https://www.mhlw.go.jp/content/000621007.pdf>>

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

令和2年4月14日付事務連絡「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取り扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

<<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>>

（編集：石巻赤十字病院 ICT 感染管理認定看護師 松本 亜紀）

本メールマガジンについては、以下につきご了承いただきますようお願い申し上げます。

○当メールマガジンの内容は、貴施設での実施を強制するものではありません。

また、診療や講じた対策の結果に対して当方は責任を負いかねます。

○いただいたご返信・ご質問のすべてにお答えできないこともございます。

また、そのご質問の内容により、当方の判断により皆さまと共有させていただきます。

○当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為の範疇でのお取り扱いをお願い申し上げます。

○発行元

石巻圏域感染防止対策地域連携カンファレンス（事務局：石巻赤十字病院）

石巻圏域新型インフルエンザ等対策会議（事務局：石巻保健所）

○お問い合わせ

石巻保健所 企画総務班

メール：et-wfzk@pref.miyagi.lg.jp <<mailto:et-wfzk@pref.miyagi.lg.jp>>

電話：0225-95-1416